

令和5年10月11日

解体工事不適正事案に係る対策等検討会開催要領

1. 目的

解体工事不適正事案に係る対策等検討会（以下「検討会」という。）は、令和4年度大熊町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その6）において複数の現場作業員が工事現場から発生した金属くず等を無断で持ち出し、売却したとされる事案（以下「本事案」という。）が発生したことを受け、本事案の発生原因及び問題点を整理した上で、同様の事案が生じないよう再発防止に向けた取組に対する助言等を行うことを目的とする。

2. 検討会の検討事項

- （1）本事案の発生原因及び問題点の整理
- （2）再発防止策への助言 等

3. 検討会の構成

検討会は、環境政策、施工管理、放射線管理、防犯・防災、法制度、廃棄物等に係る専門知識を有する委員により構成する。

4. 委員長

- （1）検討会には委員長を置く。
- （2）委員長は、委員の中から事務局が指名する。
- （3）委員長は、検討会の議事運営に当たる。
- （4）委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5. 会議、資料及び議事録の公開等

会議について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）を扱う場合は非公開とし、その他の場合は公開とする。

資料及び議事録について、資料（不開示情報を含むものに限る。）及び非公開とした会議に係る議事録は非公開とし、資料（不開示情報を含まないものに限る。）及び公開とした会議の議事録は公開とする。また、議事録を非公開とした場合には議事要旨を公開する。

6. 事務

検討会の事務は、環境省福島地方環境事務所において行う。